

インドネシア向け水産食品の衛生証明書の様式変更にかかるQA
(令和2年11月30日時点)

(問1) HACCPに沿った衛生管理はどのように導入すればいいですか。

HACCPに沿った衛生管理の導入にあたっては、お近くの保健所に御相談ください。また、食品等事業者団体がHACCPに沿った衛生管理の導入に向けた手引書を作成しているので、御参照ください。

(食品等事業者団体が作成した手引書(厚生労働省HP))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

(問2) 輸出する水産食品がHACCPに沿った衛生管理の下で取扱われていることをどのように証明すればよいですか。

衛生証明書の発行申請時に、輸出する水産食品が食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理の下で取扱われている旨の誓約事項(発行申請書に記載)に了承いただいた上で申請をお願いします。

(問3) 加工食品についても、輸出時の官能検査は必要ですか。

加工食品のように外観の確認が困難な食品については、①一定の条件(加熱温度、時間)で加工されていることの確認、または②原材料の外観の確認が必要です。

(問4) いつから新様式の衛生証明書を発行できますか。

令和3年2月1日発行分から、新様式での発行となります。衛生証明書の発行日は、申請を予定している証明書発行機関にお問い合わせください。